

さいたま市行政デジタル化計画評議会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市行政デジタル化計画等の策定又は見直し及びさいたま市行政デジタル化計画アクション・プランの進行管理にあたり、広く有識者や市民等の意見を反映させた客観的な評価を行うため、さいたま市行政デジタル化計画評議会（以下「評議会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) さいたま市行政デジタル化計画等の策定又は見直しに係る案に対し意見等を述べること。
- (2) さいたま市行政デジタル化計画アクション・プランの事業に関し、事業原課が評価した結果等について意見等を述べること。

(組織)

第3条 評議会は、委員10人以内をもって構成する。

2 評議会の委員は、有識者及び市民等から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 評議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、評議会の会務を総理し、評議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第6条 会長は、評議会の会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 評議会の庶務は、都市戦略本部デジタル改革推進部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この要綱の施行日以後に最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成21年3月31日までとする。

(平成22年度に委嘱される委員の任期)

3 委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、第二次さいたま市情報化計画の

計画期間の終期である平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

- 4 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(施行期日)
- 5 この要綱は、平成 24 年 7 月 24 日から施行する。
(施行期日)
- 6 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
(施行期日)
- 7 この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。
(施行期日)
- 8 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(施行期日)
- 9 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
(施行期日)
- 10 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(施行期日)
- 11 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(施行期日)
- 12 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。